



フィリピン中央銀行 (BSP) 国内通貨および外国通貨の国境を 越えた送金に関する政策



フィリピンに持ち込める金額は？
フィリピンから持ち出せる金額は？

フィリピンペソ (PHP)

1人PHP50,000.00まで。

PHP50,000.00 を超える通貨の持込・持出には事前の許可が必要です。
次の目的に**限り**許可されます：

貨幣学

(貨幣の研究・収集をするため)



通貨認識

(例：博物館、展示会、
文学資料などに展示するため)



貨幣計数機および仕分け機の試運転



上記の理由でPHP50,000.00以上の金額を持ち込む・持ち出す場合、
下記の書類を関税局への提出が必要になります：

1. **実際の旅行日/フィリピン到着/フィリピンからの出発前、
フィリピン中央銀行からの書面による許可の取得**
2. **通貨申告書**(到着/出発エリアの税関、フィリピン中央銀行のホームページ、
e-travelウェブサイト、eGovPHアプリなどで入手できます。)



外国通貨

制限なし。

ただし、10,000.00米ドルと同等の金額(フィリピンペソ以外)の
通貨を持ち込・持出をする場合：



通貨申告書(到着/出発エリアの税関、フィリピン中央銀行のホームページ、
e-travelウェブサイト、eGovPHアプリなどで入手できます。)



フィリピン中央銀行（BSP）による現地通貨および外貨の国境を越えた移動に関する方針

1. フィリピンへのまたはフィリピンからの通貨の国境を越えた移動に関する要件は何ですか？

2022年5月26日付けの通達第1146号により改正された「外国為替取引規則集（FXマニュアル）」第4条および第5.1.A条に基づき、フィリピンペソ（PHP、現地通貨）および外貨（フィリピンペソ以外の通貨）の国境を越えた移動に関する規則は以下の通りです：

a. フィリピンペソに関する移動

フィリピンペソおよびその他の貨幣手段（法定通貨）の場合、個人はPHP50,000まで自由にフィリピンへの持ち込みまたはフィリピンからの持ち出し、あるいは電子的な送金を行うことができます。PHP50,000を超える金額については以下が必要です：

- i. BSPによる事前の書面での承認
- ii. フィリピン通貨を他の国に持ち込む場合、所定の「通貨申告書」を使用して全額を申告すること

BSPは、以下の目的に限りPHP50,000を超えるフィリピン通貨の移動を認めています：

貨幣学（収集目的）

通貨認識（博物館などでの展示）

紙幣計数機や選別機の試運転

これらの承認は、実際の旅行日またはフィリピンへの到着/出発前に取得する必要があります。未承認のPHP50,000を超える移動は、関税局（BOC）による適切な処置の対象となる可能性があります。

b. 外貨に関する移動

外貨およびその他の有価証券（例：トラベラーズチェック、小切手、手形、送金証書、債券）については、USD10,000またはその相当額までは自由にフィリピンへの持ち込みまたは持ち出しが可能です。ただし、USD10,000を超える金額については、所定の「通貨申告書」を使用して全額を申告する必要があります。

2. 旅行者はどこで「通貨申告書」を入手できますか？

「通貨申告書」（FXマニュアル付属書K）は、フィリピンの国際空港の到着および出発エリア内の税関で入手可能です。

また、以下からダウンロードまたはオンラインで提出することができます：

- BSP ホームページからのダウンロード もしくは
 - eTravel のウェブサイトを通して・eGovPH のアプリを通じて
- フィリピンへの到着または出発の72時間以内に提出可能です。

3. 家族の休暇に使用するために PHP50,000 以上をフィリピンへ持ち込むには BSP の承認が必要ですか？

ビジネス・レジャー目的の旅行では、年齢に関係なく PHP50,000 までの持ち込みが可能で、それを超える分は外貨で持ち込む必要があります。家族単位で申告する場合、合計限度額は「PHP50,000×家族の人数」となります。ただし、PHP50,000 を超えるフィリピン通貨の移動は、前述の特定目的のみが認められます。

4. フィリピン到着時に PHP50,000 を超える金額を持ち込む個人に対し BSP は承認を発行しますか？

いいえ。BSP の承認は、出発国を出発する前に取得する必要があります。

5. PHP50,000 を超えるフィリピン通貨の国境を越えた移動に関する BSP の承認書の真正性は確認が必要ですか？

いいえ。「FX マニュアル」第 1 部第 1 章第 4 項に基づき、BSP の電子形式の承認書の真正性確認は、外国為替販売や非居住者のペソ預金口座への資金預入をサポートする際に必要とされます。承認書は、BSP の規定に基づき適切に提示される限り、有効なものとして扱われます。

6. 子どもに対しても外貨の国境を越えた移動における申告基準が適用されますか？

はい。親・保護者等と同行する子どもは、それぞれ USD10,000 またはその相当額まで持ち込むことができますが、それを超える場合は申告書を使用して申告する必要があります。この場合、子どもと親・保護者等と一緒に税関検査を受ける必要があります。